(趣旨)

第1条 この要綱は、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA (第40回伝統的工芸品月間国民会議全国大会)の開催気運の醸成や、開催成果の継承のため、市町村、産地組合、商工団体等がイベントの開催、商品の販売又はグッズの配布等を行うに当たり、「KOUGEI EXPO IN OKAYAMA (第40回伝統的工芸品月間国民会議全国大会)関連イベント」の冠名称(以下「冠」という。)及びロゴマークを使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称及びロゴマーク)

- 第2条 冠を使用する際の名称は、次のとおりとする。
 - (1) KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント
 - (2) 第40回伝統的工芸品月間国民会議全国大会 関連イベント
- 2 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークの著作権は、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会(以下「伝産協会」という。)に属する。

(使用対象)

- 第4条 冠及びロゴマーク(以下「冠等」という。)の使用の対象は、県内外を問わず、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA の開催に賛同する個人、企業及び団体が開催するイベント又は販売・配布する商品、グッズ等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の対象としない。
- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 専ら自己の信用を高めるために利用すると認められる場合
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用するおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体の官伝又は信用を高める行為に利用されるおそれがある場合
- (6) 県の信用又は品位を損なうおそれがある場合
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になるおそれがある場合
- (8) その他、使用を承認することを伝産協会が不適当と認めた場合

(使用承認の申請)

- 第5条 冠等を使用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室(以下「岡山県」という。)を経由し、伝産協会の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 国、県が使用する場合
 - (2) 市町村が使用する場合

- (3)報道機関が報道又は広報のために使用する場合
- (4) その他伝産協会が認める場合
- 2 前項の承認は、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用(変更)承認申請書(様式第 1-1 号)を、岡山県を経由し、伝産協会に提出することにより受けるものとする。
- 3 第1項第2号に該当する場合は、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用(変更)届出書(様式第1-2号)を、岡山県を経由し、伝産協会に提出しなければならない。

(使用承認の決定)

- 第6条 第5条第2項の申請を受けた岡山県は、意見書を添え速やかに伝産協会に送付し、伝産協会はその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。
- 2 伝産協会は、前項の規定により使用承認を決定したときは、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用(変更)承認通知書(様式第2号)を、不承認を決定したときは、その理由を付して KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

- 第7条 前条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 申請内容に沿った適正な使用を行うこと。
 - (2) 冠等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(使用料等)

- 第8条 冠等の使用料は、無料とする。
- 2 冠等の使用に伴い発生する経費や、冠等を使用したイベント又は商品・グッズ等を各種媒体に 掲載する経費については、使用者の負担とする。

(使用可能期間)

第9条 冠等の使用可能期間は、令和5年12月31日までとする。

(使用方法の変更)

- 第10条 使用者は、使用期間内において使用内容を変更するときは、事前に KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用 (変更) 承認申請書 (様式第1-1号) を、岡山県を経由し、伝産協会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請に対する承認については、第6条第2項の規定を準用する。

(使用停止等)

- 第11条 使用者は、冠等の使用を停止し、又は使用承認の際に付された条件を満たさなくなったときは、直ちに、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用停止届(様式第4号)を、岡山県を経由し、伝産協会に提出しなければならない。
- 2 使用者は、前項の届出をしたときは、届出をした日をもって直ちに使用を停止しなければなら

ない。

(使用承認の取消し)

- 第12条 伝産協会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すものとする。
 - (1) 使用承認の際に付された条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。
 - (3) 虚偽行為や悪意を持った行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
 - (4) その他伝産協会が適当でないと認めたとき。
- 2 伝産協会は、前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用承認取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

(損失補償等の責任)

- 第13条 伝産協会及び岡山県は、冠等の使用を承認したこと、承認しないこと又は取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、冠等の使用に際して、県、市町村及びこれら以外の第三者に損害を与えたときは、これを賠償する責めに任ずる。

(実績報告)

第14条 使用者は、冠等の使用を終了したときは、速やかに KOUGEI EXPO IN OKAYAMA 関連イベント冠等使用実績報告書(様式第6号)を、岡山県を経由し、伝産協会に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第三者への損害の賠償及び冠等の使用に係る実績報告に関する第13条及び第14条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別図(第2条関係)

